

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画

【第3期】

計画期間

令和4年4月 1日から
令和9年3月31日まで

大分県

## 目次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	
	（1）対象地域	2
	（2）管理区分	2
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	
	（1）現状	
	① 生息環境	3
	② 生息動向及び捕獲状況	4
	③ 被害及び被害防止状況	1 1
	（2）前計画の評価	1 2
	（3）管理の目標	1 3
	（4）目標を達成するための施策の基本的方針	
	① 基本方針	1 3
	② 管理体制の構築	1 3
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	
	（1）個体数管理の基本的考え方	1 4
	（2）個体数管理の手法	
	① 目標生息頭数について	1 4
	② 捕獲計画について	1 5
	（3）個体数調整捕獲の具体的政策	
	① 有害鳥獣捕獲体制の整備	1 5
	② 被害発生予察による計画的な有害捕獲（予察捕獲）の推進	1 5
	③ 捕獲報償金事業（シカ個体数調整捕獲事業）の実施	1 5
	④ 狩猟における規制緩和	1 6
	⑤ 捕獲の担い手の育成	1 6
	⑥ 効率的な捕獲方法の普及	1 7
	⑦ 一斉合同捕獲の推進	1 7
	⑧ 隣接県と連携した県境域の捕獲の推進	1 7
	（4）捕獲数管理	1 7
7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	
	（1）事業の目的	1 7
	（2）実施期間	1 7

(3) 実施区域-----	17
(4) 事業の目標-----	18
(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価-----	18
(6) 事業の実施者-----	18
8 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項-----	18
9 その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項	
(1) 被害防止対策	
① 農林業被害対策-----	19
② 自然生態系の被害対策-----	19
(2) 獣肉利活用対策-----	19
(3) モニタリング	
① モニタリング等の調査について-----	19
② 調査項目-----	19
(4) 錯誤捕獲への対応-----	20
①カモシカ等の錯誤捕獲の予防-----	20
②放獣体制の整備-----	20
(5) 感染症及び安全対策の実施-----	20
①防疫措置の実施内容及び実施体制-----	20
②人獣共通感染症への注意喚起-----	21
③安全対策に関する配慮-----	21
(6) 実施体制	
① 大分県鳥獣被害対策本部-----	21
② 大分県鳥獣被害現地対策本部-----	21
③ 市町鳥獣被害防止対策協議会-----	21
④ 評価機関・諮問機関-----	21
⑤ 研究機関-----	22
⑥ 関係県等との連携-----	22

## 1 計画策定の目的及び背景

本県ではニホンジカの分布域の拡大に伴い、ニホンジカによる農林業被害および生態系、生物多様性への影響が深刻な課題となっている。

本県におけるニホンジカ対策は、平成7年度から8年度にかけて「野生鳥獣保護管理システム調査」を実施し、ニホンジカの生息状況および被害状況の結果を受けて、平成9年度に任意の「大分県ニホンジカ保護管理計画」を作成し、特にニホンジカの生息密度が高く、被害が多かった県南地区でメスジカの狩猟鳥獣化等の対策を開始したのが最初である。

その後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）の平成11年度の改正に伴い特定鳥獣保護管理計画制度が整備され、平成12年度に任意計画を引き継ぐ形で第1期の特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画を策定し、以後対象地域を県内全域に広げながら狩猟の規制緩和や有害捕獲等による捕獲の強化、防護柵の設置等による被害の軽減策を実施している。第3期計画の平成21年度以後は、ニホンジカの緊急的な捕獲強化に取り組み、平成9年に約3千6百頭であった年間捕獲頭数は、第4期計画を策定した平成24年度には3万頭を超えた。その後、平成26年5月に法改正・名称変更され、目的に「鳥獣の管理」が追加、「指定管理捕獲等事業」が創設されたことを受け、改正法施行日である平成27年5月29日に第1期の第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定し、平成29年度には令和3年度までを期間とする第2期計画を策定した。

計画の進捗状況を把握するために、平成13年からモニタリング調査（糞粒法：37地点）を実施しており、国東半島や県南地域で生息密度が減少しているものの、日田耶馬英彦山地域で生息密度が増加しているため、依然として、農林産物に対する深刻な被害が懸念される。また、以前は生息が確認されなかった県央地域の阿蘇・くじゅう国立公園の草原地帯において、ニホンジカの日撃情報や生息痕跡が確認されていることから、稀少植物の食害等の生態系への影響が危惧される。

このような状況から、ニホンジカの個体群について、個体数管理や被害防止対策等の手段を総合的に講じることにより、農林業被害の軽減を図ることを目的に、第二種特定鳥獣管理計画（以下、「特定計画」という。）を策定する。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

## 3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

### (1) 対象地域

県下全域（姫島村を除く。）を対象とする。

### (2) 管理区分

本県におけるニホンジカ個体群は、国東半島地域個体群、耶馬日田英彦山系地域個体群、祖母傾山系地域個体群に分けられる。それぞれの地域個体群を保護管理ユニットとし、一定の移動障害となる鉄道や河川、主要な道路等を境界線に管理区域に定め、国東半島地域をA、耶馬日田英彦山地域をB、祖母傾山系地域をDとし、A、B、D地域以外の地域（元々生息していなかった地域）を県央地区としてC区域とした。さらにB、C及びD地域については、地形や生息密度等から、B地域をB1、B2に、C地域をC1～C4に、D地域をD1～D4に細分し、県内を11区域に区分し管理する（表1、図1）。

表1 管理区分

区域名		区域	地域個体群	市町村
A	国東半島地域	国東半島地域	国東半島地域個体群	豊後高田市、国東市、杵築市東部
B (B1～B2)	耶馬日田英彦山地域	余藻川・日豊本線と大分川・三隈川に挟まれた地域	日田耶馬英彦山系地域個体群	B1：日田市北部、中津市、玖珠北西部 B2：宇佐市、杵築市西部、日出町、別府市、由布市北部、九重町北部、玖珠町東部
C (C1～C4)	県央地域	大分川・三隈川と大野川に挟まれた地域	A、B、Dの地域個体群の流入	C1：日田市南部 C2：九重町南部、玖珠町南部、竹田市北部、由布市南部 C3：豊後大野市北部、大分市西部、竹田市北部 C4：大分市中部（市街地）
D (D1～D4)	祖母傾山系地域	大野川以南の地域	祖母傾山系地域個体群	D1：大分市東部、臼杵市北部 D2：豊後大野市南部、竹田市南部 D3：臼杵市南部、津久見市、佐伯市西部 D4：佐伯市東部

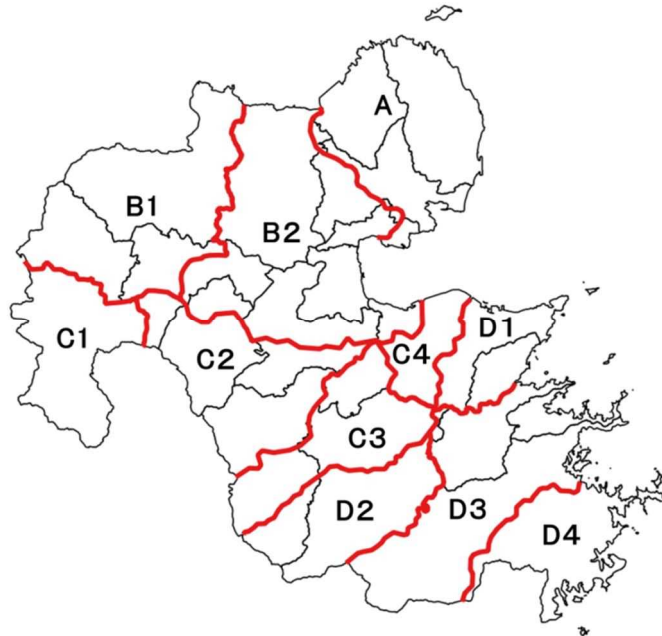


図1 管理区分図

## 5 第二種特定鳥獣の管理の目標

### (1) 現状

#### ① 生息環境

##### 1) 地形及び気候

本県は九州の北東部に位置し、瀬戸内海と豊後水道に面しており、中央構造線が県を横断し、火山地帯に属しているため、その地形は多様で山地が多く、盆地、リアス式海岸、少ない平野が散在する。

気候は、瀬戸内海気候区と東南部の南海型気候区に大別されるが、複雑な地形を反映して、地域ごとの変化が大きい。海岸部は年平均気温が $17^{\circ}\text{C}$ 前後であるのに対し、内陸部では $14^{\circ}\text{C}$ 前後である。年間平均降水量は $1,727\text{mm}$  (1991～2020 平均) であるが、海岸部と山間部とは大きな差がある。

##### 2) 植生状況

本県の森林面積は約 $45\text{万ha}$ で、県土の $71\%$ を占める。山地の多くはスギやヒノキのほかクヌギの植栽が進められ、スギ・ヒノキは主として建築用材として、クヌギはシイタケ原木として利用されており、全国有数の林業県である。

祖母傾山系や久住山系には豊かな自然林が多く残されており、高標高域にブナやミズナラなどの貴重な落葉広葉樹林が残され、絶滅が危惧される稀少植物も多い。低標高域にはシイやカシ、タブノキなどの常緑広葉樹が豊かな里山の主要な構成樹種として分布している。

### 3) 自然公園等指定状況

本県は、複雑な地形が織りなす優れた自然景観に恵まれており、県土の約28%が自然公園に指定されている。また、県土の約9%が鳥獣保護区及び休猟区（特例休猟区を含む）に指定されている。

## ②生息動向及び捕獲状況

### 1) ニホンジカの生態

ニホンジカは森林性の野生動物で、林縁部を生息適地とする大型の草食動物である。有害な物質を含むアセビやシキミなどのわずかな植物を除いてほとんどの植物をエサとして食べる。

ニホンジカは集団性が強く、メスは血縁関係を主体とした母子グループで一年中行動しており、オスは、繁殖期（9月～11月）以外はオスグループを形成して行動している。繁殖期に競争に勝ち残ったオスが一夫多妻の「ハーレム」を形成し、メスは翌年の5月～7月に出産する。通常、生後1年半で性的に成熟し、約220日の妊娠期間を経て1頭出産する。

平均寿命は、オスは4～6才、メスは6～8才で、栄養状況がよければ、毎年1頭出産する。さらに、高齢でも高い妊娠率であるため、生息数の自然増加率は約20%（令和元年度環境省調査）と高い動物である。

また、森林総合研究所九州支所による九州中央山地におけるニホンジカの位置測定（テレメトリー）調査結果によると、行動パターンはメスで定住型、オスで季節移動型が多く、定住個体の行動圏は17～48ha、季節移動個体の移動距離は1.2km～8.8kmで、ニホンジカの中では面積や移動距離が比較的小規模である。季節移動個体は毎年利用する場所に再現性があり、季節的な利用場所は針葉樹林、広葉樹林、散生地など多様である。

### 2) 生息状況（生息分布・生息密度・生息頭数）

大分県におけるニホンジカの生息分布については、環境庁（現環境省）が1978年に行った第2回自然環境保全基礎調査、動物分布調査報告書（哺乳類）に結果が公表されている。これによるとニホンジカは、両子山を中心とする国東半島中央部、福岡県境に位置する英彦山から由布岳までの地域、祖母傾山系から佐伯市の海岸にまで広がる地域が生息分布域として示されている。

#### ア) 生息分布域の拡大

1996年と2011年に実施した生息・被害状況アンケート調査の結果から得られた分布区域を図2に示すとおり、生息分布区域は県内全域において拡大している。特に県北地域や県央地域に生息分布域の拡大が顕著で、国東半島地域個

体群と耶馬日田英彦山系地域個体群、祖母傾山系地域個体群と耶馬日田英彦山系地域個体群が接近もしくは連続するようになった。

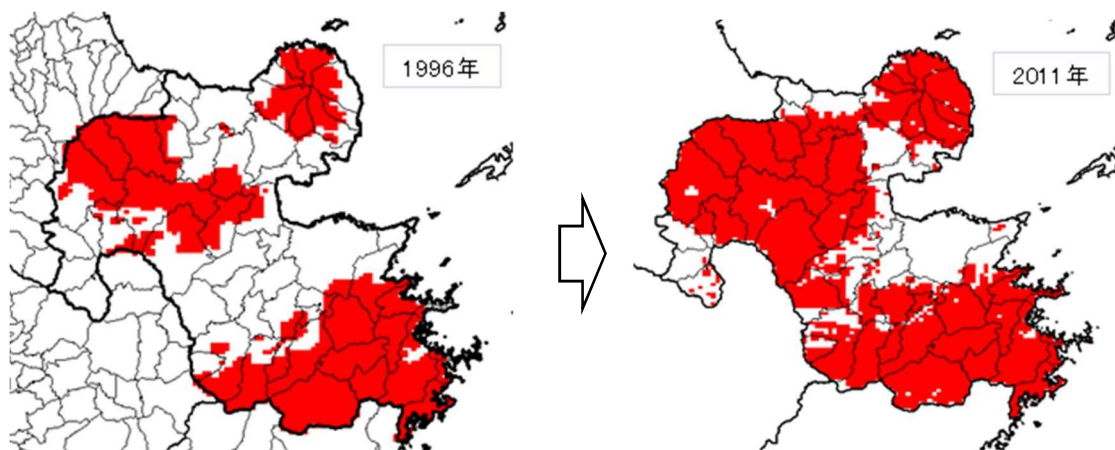


図2 ニホンジカの生息分布の推移

### イ) 推計生息密度と推計生息頭数

令和2年度末時点の計算結果は表2に示すとおりであり、推定生息密度は、糞粒法により実施した調査結果から算出し、推定生息頭数は、階層ベイズ法から算出した県全体の総数に対して、各管理地区別の推定生息密度をもとに面積按分により算出した。

表2 令和2年度末のニホンジカの生息状況

管理地区	地区面積 (km <sup>2</sup> )	推定分布面積 (km <sup>2</sup> )	推定生息密度 (頭/km <sup>2</sup> )	推定生息頭数 (頭)
A 国東半島	722.6	434	73.0	3,501
B 耶馬日田 英彦山	1,984.5	1,318	—	36,565
	B1 864.5	679	36.4	30,064
	B2 1,120.0	639	34.5	6,501
C (C1~C4)	1,708.0	1,314	33.7	39,969
D 祖母山系	1,852.6	1,529	—	23,062
	D1 277.4	165	1.1	3,713
	D2 445.8	363	34.1	7,415
	D3 825.7	691	26.2	7,591
	D4 351.7	310	28.8	4,343
全県	6,267.7	4,595	—	103,097



- (注) 1. 推定生息密度は、令和2年度に糞粒法による県下一斉調査から算出したものである。
2. 推定生息頭数は、各管理地区別に階層ベイズ法により算出（令和2年度・95%信頼区間）したものである。

※糞粒法：1調査地点につき、1m×1mの方形枠を110箇所以上設け、枠内の糞の数をカウントし、昆虫、雨等による季節ごとの分解率を計算式に入れたプログラム（FUNRYUPa(ver2.0)）により、一定面積内の生息密度を算出する方法。

※階層ベイズ法：捕獲数等の既存データをもとにコンピュータを用いた統計的な手法による推定方法。同方法により、平成26年度に環境省が全国の都道府県単位で統一的にニホンジカの個体数（平成24年度末）を推定している。

ウ) 各管理区分の生息動向について

表3 管理地区別生息動向

区 分	生 息 動 向
<p>A 国東半島地域 豊後高田市 国東市 杵築市東部</p>	<p>2010年の生息密度調査では両子山を含む一帯から北側に50頭/k m<sup>2</sup>を越える高い生息密度分布域が広がっていた。</p> <p>2015年及び2020年の調査では、両子山周辺の調査地点で密度の低下が認められ、捕獲による効果と考えられるが、海岸沿い周辺にまで密度の高い地点が認められ分散化している。</p> <p>一方、以前は生息情報のなかった国東半島南部地域にも、生息分布域が拡大している。</p>
<p>B 耶馬日田英彦山地域</p>	
<p>B1 日田市北部 中津市 玖珠北西部</p>	<p>福岡県との県境にある英彦山を含む一帯はシカの密度が高い地域で、スギやヒノキの食害が激しく加害されていた。</p> <p>近年は旧山国町、耶馬溪町や本耶馬溪町、日田市では、三隈川以北の地域、玖珠町に分布域があり、一部に生息密度が50頭/k m<sup>2</sup>を越える高い地域が発生している。</p>
<p>B2 宇佐市、杵築市 西部、日出町 別府市、竹田市 北部、九重町北 部、玖珠町東部</p>	<p>日出生台演習場を挟む玖珠町と九重町一帯から由布岳にかけて、密度が高い地域が広がる。</p> <p>この一帯にはニホンジカが好む草地環境が多く、生息密度の高まりと同時に、分布域が宇佐市へと拡大している。</p> <p>一方、日出生台演習場内では年末年始や春期に集中的な捕獲が実施されているものの、依然として密度が高い状況にある。</p>
<p>C 県央地域</p>	
<p>C1 日田市南部</p>	<p>これまで、季節的な分布が見られる程度の地域であったが、まったく分布のなかった南部の上津江地域でも群れが見られるようになっており、分布が拡大している。一大林業地帯であり、調査地点の一部でも剥皮被害等が発生しており、今後生息数の増加とともに、林業被害の発生が懸念される。</p>
<p>C2 九重町南部 玖珠町南部 竹田市北部 由布市南部</p>	<p>阿蘇くじゅう国立公園区域を含む採草放牧のための草原地域およびくじゅう山系を主とする一帯である。</p> <p>B 地区や県境からの個体群の季節的流入以外はあまり分布の見られない地域であったが、近年公園地域内の採草地の周辺部及びくじゅう山系にも分布が見られるようになっており、剥皮被害も発生している。牧草地帯であるため、今後爆発的な生息数の増加や、ニホンジカの被食圧に対する耐性のない稀少植物群への影響が懸念される。</p>

区 分	生 息 動 向
C 県央地域	
C3 豊後大野市北部、 大分市西部竹田 市南部	従来は大野川より以南が分布域であったD地区の祖母傾地域 個体群が、D地区における捕獲圧の増加とともに大野川を越え 北側の旧大野町や朝地町まで分布が拡大しており、生息密度の 比較的高い地域があることが分かった。耕作地帯であるため、 今後農作物被害の拡大が懸念される。
C4 大分市中部(市街 地)	大分市の市街地を中心とする地域であり、後述する捕獲状況 から、捕獲実績のある区域が広がっており、市街地周辺部への 出没が増加している可能性がある。
D 祖母傾山地域	
D1 大分市東部 臼杵市北部	九六位山周辺に生息情報があるが、生息密度は低い。大分市 と臼杵市境には糞粒等の生息痕跡が確認されており、D1地区へ の拡大が認められる。
D2 豊後大野市南部 竹田市南部	大野川南部、特に祖母傾山付近に生息密度が高い地域があ る。この地域には祖母傾山系が含まれ、多様な植物で構成され る貴重な自然が残されている。 また、天然記念物のニホンカモシカが生息する。近年、ニホ ンジカがニホンカモシカの生息する区域まで分布域を拡大し、 一部地域でスズタケなど林床の植物が消失するなど生息環境 を悪化させている。
D3 臼杵市南部 津久見市 佐伯市西部	D3地区はD4同様、もともとシカの生息密度が高い地域であ る。地区南部の佐伯市において捕獲が強化されてきた結果、一部 に密度の低下が認められる。 また、D2地区同様、祖母傾山系において、ニホンジカがニホ ンカモシカの生息する区域まで分布域を拡大し、一部地域でス ズタケなど林床の植物が消失するなど生息環境を悪化させて いる。
D4 佐伯市東部	県内でもA地区と並びシカの密度が最も高い地域であったが、 佐伯市が捕獲を強化してきた結果、密度の低下が認められる地 点があり、個体群の抑制に効果があったと考えられる。ただし、 佐伯市青山周辺などの一部では依然として密度が高い。

### 3) 捕獲状況

平成4年度以降の狩猟と許可捕獲（有害捕獲及び個体数調整捕獲）による捕獲頭数は図3に示すとおりであり、平成9年度から狩猟の規制緩和・有害捕獲による捕獲強化を実施した結果、捕獲頭数は年々増加傾向にあり、平成20年度には1万頭を超え、平成26年度以降は約4万頭で推移している。県下の捕獲位置状況は図4に示すとおりである。

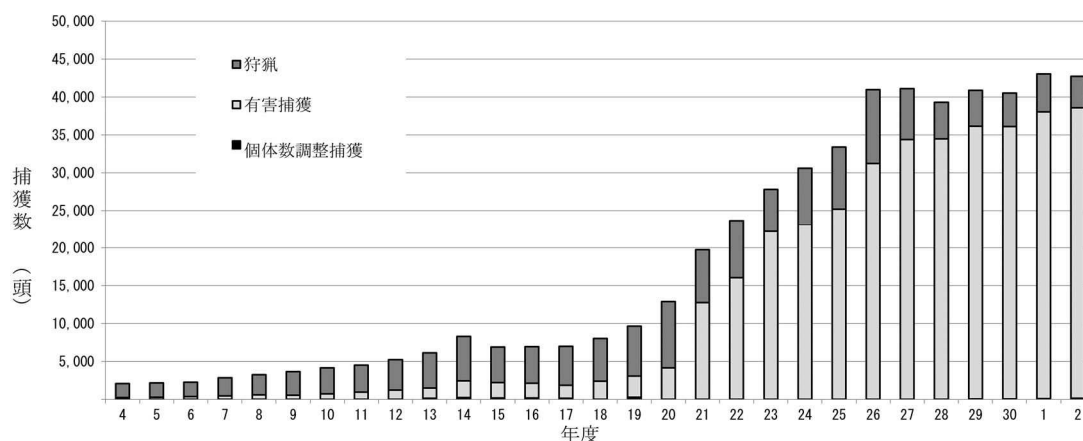


図3 捕獲数の推移

平成21年度以降に有害捕獲頭数が大きく増加し、狩猟による捕獲を上回っているのは、猟期内（11月1日から翌3月15日）の有害捕獲を捕獲報償金支払いの対象としたことが大きく影響している。また、平成27年度からはシカの妊娠期に当たる猟期内にさらに報償金単価を上乗せし、捕獲圧を高めている。

R02シカ捕獲（狩猟＋有害＋指定管理）位置図  
 (口の数字は捕獲頭数を示す)

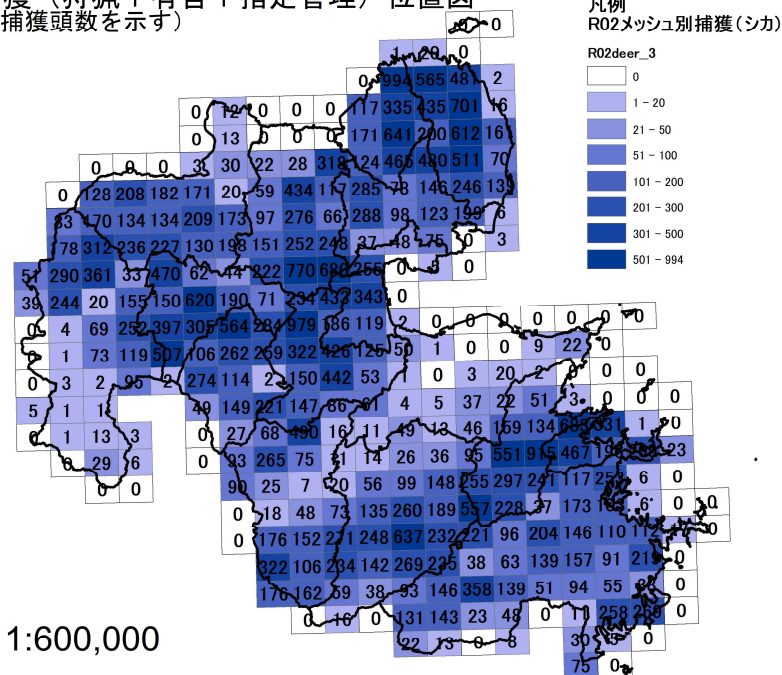


図4 令和2年度におけるニホンジカの捕獲位置図

#### 4) 狩猟者の動向

大分県の狩猟免許所持者数は図5に、年齢構成は図6に示すとおりであり、狩猟免許所持者が最も多かった昭和51年度と比較すると、全体の免許所持者は約5割程度まで落ち込んでおり、第1種銃猟免許は約2割、第2種銃猟免許は約1割未満まで減少しているが、網・わな猟免許については約1.3倍にまで増加している。

県では捕獲の担い手を確保するため、市町や狩猟団体と連携し、初心者講習会や狩猟免許試験の機会を十分に設けるなど、免許取得者、とりわけわな猟免許の取得を推進している。これにより、わな猟免許所持者は増加し、平成22年度には初めて、わな猟免許所持者数が銃猟免許所持者数を上回った。

さらに、平成29年度から狩猟免許申請や有害捕獲従事者の免許更新申請に係る手数料を全額免除するなど狩猟者確保対策を強化しており、近年は僅かながら増加に転じている。しかしながら、狩猟免許所持者の高齢化は依然として進行しており、4年連続で改善しているものの、令和2年度には60代以上が72%を占め、有害鳥獣捕獲班員の確保が難しくなるなどの課題も生じつつある。

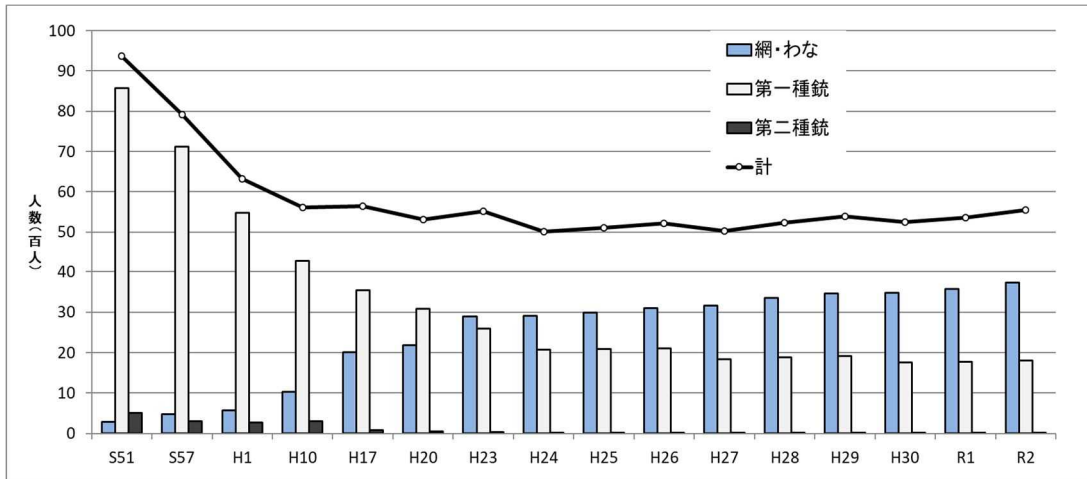


図5 狩猟免許所持者数の推移

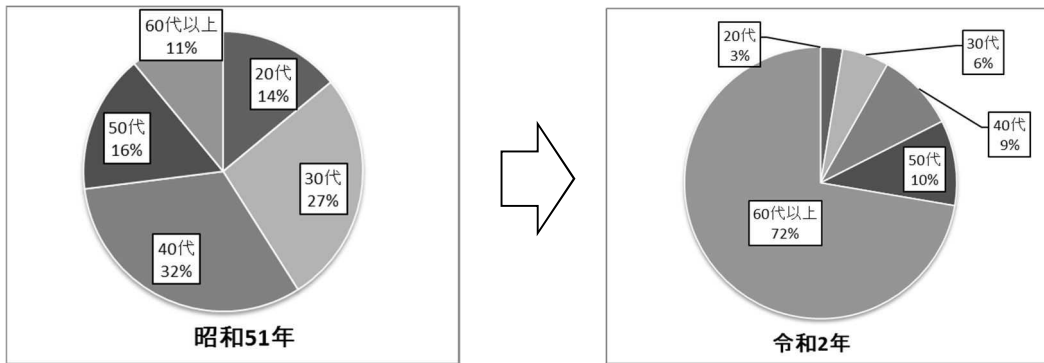


図6 狩猟免許所持者の年齢別構成の推移

### ③被害及び被害防止状況

#### 1) 被害状況

平成27年以降のニホンジカによる農林業被害金額の推移は表4に示すとおりであるが、平成27年度は6,000万円超であったが、近年は4,000万円台で推移している。これは、シカ防護柵の設置が進んだことと、捕獲対策が進んだ地域で生息密度が低下した結果、被害の減少に繋がったと推察される。しかしながら、被害額の低下が鈍化してきていることや、今後再造林地への食害も懸念されることから、被害状況について注視が必要である。

表4 ニホンジカによる農林業被害金額の推移

(単位:千円)

被害区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
農業被害	28,314	19,312	24,649	24,211	16,111	17,072
林業被害	33,914	24,654	25,247	25,058	26,512	27,234
その他被害						
計	62,228	43,966	49,896	49,269	42,623	44,306

## 2) 被害防止の状況

ニホンジカによる農林業被害の予防対策として、防護柵や樹皮防護資材の設置を推進している。県単事業や農村基盤整備事業に加え、鳥獣被害防止対策特措法に基づく鳥獣被害防止総合対策交付金事業により防護柵の設置に助成しており、市町の鳥獣被害防止対策協議会を実施主体として集落ぐるみでの防護柵設置が進んでいる。

また、森林については、造林事業の事業地において附帯施設として、シカ防護用ネットの設置に助成している。

表5 予防対策実施状況

単位: km

年度		柵種類	H28	H29	H30	R1	R2
県単事業		シカ防護柵	16	16	7	7	4
国庫事業	造林事業	シカ防護柵	308	410	307	219	340
	農村基盤整備	金網柵	9	2	0	0	0
	交付金事業	ハード事業 (金網柵が主)	308	331	186	203	146
防護柵合計			641	759	500	429	491

## (2) 前計画の評価

前回の計画期間は、捕獲報償金などにより捕獲を促進した効果により、捕獲頭数は増加している。階層ベイズ法の推定結果でも、捕獲圧を強化した A 地区、D 地区では生息頭数の低下が見られた。一方、B 地区では依然として高い生息密度であり、C 地区でも生息頭数が増加傾向にある。

全体の被害額は減少傾向にあるものの、一部では被害が増加した地域もあることから、引き続き捕獲を推進し、管理目標の達成を図る必要がある。

### (3) 管理の目標

現状では、依然として農林業被害及び自然生態系への影響が深刻であることから、防護柵の設置等により緊急的な予防対策を実施しつつ、狩猟及び有害捕獲による捕獲を推進し、生息密度を目標値まで下げるとともに、分布域の拡大を抑制し、農林業被害と生態系への被害を軽減する。前回の計画期間では、A地区、D地区で生息密度の低下が見られたものの、B地区では依然として高い生息密度で、これまで比較的少なかったC地区において生息密度が高い地域も見られる。被害も依然として県下全域で見られることから、引き続き捕獲を推進し、管理目標の達成を図る。

**管理目標：目標生息密度は3頭以下／km<sup>2</sup>とする。**

### (4) 目標を達成するための施策の基本方針

#### ①基本方針

ニホンジカによる農林業被害を防止するため、「予防（集落環境）対策」「捕獲対策」「狩猟者確保対策」「獣肉利活用対策」の4つの対策を柱に総合的手段を講じるものとし、特に「捕獲対策」を重点的に実施することで個体数を計画的に管理目標以下に誘導する。

#### ②管理体制の構築

シカ個体群の生息状況、被害実態などの現状把握と分析を行い、これらの情報に基づいて具体的な目標等を盛り込んだ第二種特定鳥獣管理計画を策定し、計画に基づく個体群管理を実施する。その後、生息状況や被害状況等のモニタリング結果に基づいて管理計画の見直しを行う。



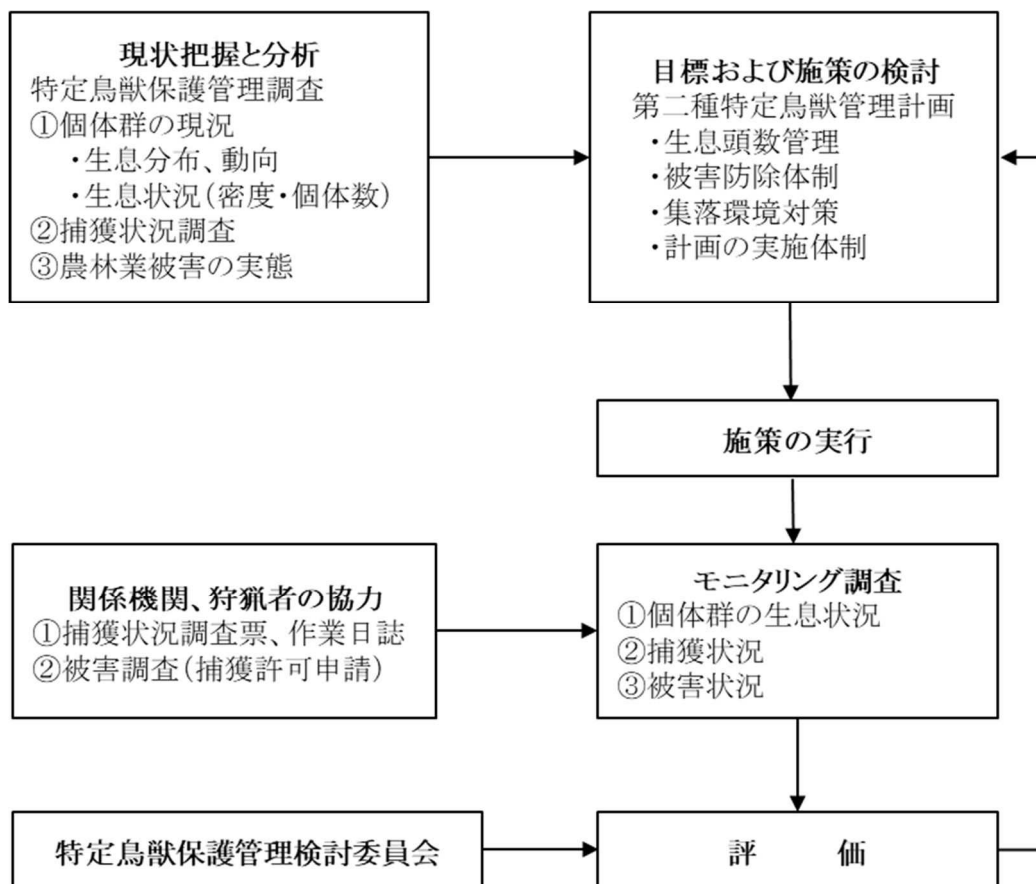


図 7 第二種特定鳥獣管理体制

## 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

### (1) 個体数管理の基本的考え方

具体的管理目標として、目標生息密度について、環境省のガイドライン（2016年3月）から、シカ被害が目立った影響が出ないとされる密度の3頭/km<sup>2</sup>以下とした。なお、目標生息密度の見直し等の必要が生じた場合には、計画期間中であっても設定した目標密度を見直すものとする。

**【目標生息密度】 県内分布の全域において 3頭以下/km<sup>2</sup> とする。**

### (2) 個体数管理の手法

#### ① 目標生息頭数について

現在の各管理地区別の分布状況および上記の目標生息密度から、各管理地区の最終的な目標頭数および令和8年度までの目標頭数は表6に示すとおりとする。

## ②捕獲計画について

生息密度および生息分布状況等から作成した目標生息頭数（表6）に向けて、前年度の捕獲頭数や分布状況等の生息動向から、次年度の目標数を設定し、計画的な捕獲を行う。

表6 管理地区別の目標生息頭数

管理地区	R2(2020)年度末 推定生息頭数(頭)		今期計画の 目標生息頭数 (R8年度末)		最終目標 個体数 (頭)
A	3,501	➡	1,500	➡	1,100
B1	30,064		13,300		2,000
B2	6,501		2,900		1,900
C(1~4)	39,969		17,600		3,900
D1	3,713		1,600		400
D2	7,415		3,300		1,000
D3	7,591		3,400		2,000
D4	4,343		1,900		900
合計	103,097		45,500		13,200

## (3) 個体数調整捕獲の具体的施策

### ①有害鳥獣捕獲体制の整備

捕獲班の編成にあたっては、農林業の被害発生時には、迅速かつ的確に出動できる体制の整備を推進する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）に定められる有害鳥獣被害対策実施隊による捕獲を推進するとともに、農林業者による自衛を目的とした捕獲体制を整備するよう努める。

また、捕獲を効率的に実施するため、市町と連携し、狩猟者団体・農林業関係団体等と、集落や地域住民との情報の共有化を図る。

### ②被害発生予察による計画的な有害捕獲（予察捕獲）の推進

農林業被害が常習的な地域においては、過去3年間の被害状況に基づく被害発生予察による計画的な有害捕獲（予察捕獲）を推進し、被害の未然防止に努めるとともに個体数の減少を図る。

### ③捕獲報償金事業（鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業）の実施

ニホンジカの個体数調整及び有害捕獲を推進するため、捕獲許可を得てシカを捕獲した者に対し、捕獲報償金による支援を行い、さらに妊娠期にあたる猟期内においては、報償金単価を上乗せすることにより捕獲圧の強化を図る。

#### ④狩猟における規制緩和

##### 1) 狩猟期間の延長

ニホンジカによる被害は依然として高く、目標生息密度に達していないため、前計画と同様に狩猟期間の始期を0.5ヶ月早め、終期を1ヶ月延ばし、11月1日から翌年3月15日までの4.5ヶ月を狩猟期間とすることで、捕獲圧の強化を図る。

##### 2) 一日の捕獲頭数制限の解除

管理目標を達成するためには、捕獲圧の強化を継続する必要があることから、前計画と同様に捕獲頭数の制限を撤廃し、1人1日あたりのニホンジカ捕獲頭数をオス、メスに関わらず無制限とする。

##### 3) 禁止する猟法の解除

鳥獣保護管理法施行規則第10条の規定により、輪の直径が12cmを超えるくくりわなによるイノシシ等の狩猟は禁止されているが、この規制の目的は、輪の直径を小さくすることで捕獲率を下げ、大型獣、特にツキノワグマの錯誤捕獲の危険性に配慮したものである。

しかし、本県においてはツキノワグマの生息は確認されていないことから、くくりわなによるニホンジカの捕獲率向上のため、従来どおり輪の直径が12cmを超えるくくりわなによるニホンジカの狩猟を可能とする。

##### 4) 特例休猟区における第二種特定鳥獣の可猟化

第13次鳥獣保護管理事業計画において、特例休猟区に指定された区域については、第二種特定鳥獣であるニホンジカの狩猟を可能とする。

#### 【狩猟規制緩和】

- ①ニホンジカの狩猟期間を4.5ヶ月とする（毎年11月1日～翌3月15日）
- ②1人1日あたりのニホンジカの捕獲頭数をオス、メスに関わらず無制限とする
- ③輪の直径が12cmを超えるくくりわなによるニホンジカの捕獲を可能とする
- ④特例休猟区の制度を活用し、ニホンジカの狩猟を可能とする

#### ⑤捕獲の担い手の育成

狩猟者の確保・育成を図るため、新たに狩猟免許試験申請・更新や狩猟者登録に係る手数料の免除、わなによる有害鳥獣捕獲の場合の狩猟税を不要とする措置を実施するとともに、若者や自衛隊OB等を対象に、狩猟の基礎知識を学び興味をもってもらうためのセミナーの開催、市町や狩猟者関係団体と連携した狩猟免許取得の

ための講習会の開催、狩猟免許試験の回数の確保、狩猟免許取得後のスキルアップを図るための研修に取り組む。

#### ⑥効率的な捕獲方法の普及

生息密度の高い地域や被害の大きい地域については、ICTを活用したわな等による捕獲方法の検討・技術の普及を行う。

#### ⑦一斉合同捕獲の推進

生息密度の高い地域や被害の大きい地域での効果的な捕獲を実施するため、狩猟者団体と連携し、県内及び市町内における一斉合同捕獲を推進する。

#### ⑧隣接県と連携した県境域の捕獲の推進

ニホンジカは広域的に移動し生息することから、従来からニホンジカの生息地となっている九州脊梁山地で繋がる熊本県、宮崎県、鹿児島県、さらには日田英彦山系で繋がる福岡県と連携して捕獲対策を実施する。

### (4) 捕獲数管理

個体数管理を適切に実施するため、市町および狩猟者の協力を得て、有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲及び狩猟における捕獲状況について、後述するモニタリング調査を実施し、捕獲数を管理するものとする。

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

### (1) 事業の目的

表4に示すとおり、ニホンジカによる農林業被害は、依然として高い水準で推移しており、「6 (2) ①目標生息頭数について」に定める管理目標の達成を実現させるためには、市町が主体となった既存の有害捕獲に加え、県が主体となって新たな捕獲事業を実施し、ニホンジカの捕獲を積極的かつ集中的に行う必要があることから、鳥獣保護管理法に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に努め、管理対策のより一層の推進を図るものとする。

### (2) 実施期間

「3 計画の期間」に定める期間とする。

(令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間)

### (3) 実施区域

県全域を対象とし、特に生息高密度地域であって有害捕獲による捕獲が困難な県

境域や地形が急峻な地域など、有害捕獲による捕獲圧が不足する地域において事業を実施する。

#### **(4) 事業の目標**

「6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項」に定める目標とする。  
(県内の最終生息目標頭数を約13,200頭とする。)

#### **(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価**

##### **①実施の方法**

事業の実施に当たっては、鳥獣保護管理法第14条の2の規定に基づき、あらかじめ指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとし、当該事業の内容や実施体制等について、別途定めるものとする。

##### **②実施の時期**

「3 計画の期間」に定める期間内において実施するものとし、原則として1年以内とするものとする。

##### **③実施結果の把握並びに評価**

事業の実施に当たっては、捕獲情報等（捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集し、当該事業の成果を検証するとともに、より効率的・効果的な捕獲方法等についての検討を行うものとする。

また、実施期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、当該事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、当該事業の効果・妥当性等も考慮し、実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の実施計画を作成するものとする。

なお、科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者等を活用し、必要に応じて、外部の専門家とも連携して実施するものとする。

#### **(6) 事業の実施者**

大分県及び国の機関を実施者とする。

### **8 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項**

国立・国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区等が多数設定されており、一定の保護は図られているものと思われる。

今後は、モニタリング調査の結果等を踏まえ、ニホンジカの生息頭数が目標頭数を

下回るような場合には、地域によってはメスジカを捕獲禁止とするなど生息環境の整備・改善を進める一方、生息密度が非常に高い地域では、適正な管理を行うための捕獲圧を高める。

カモシカの生息地域にあつては、カモシカの錯誤捕獲が発生した際の連絡体制、放獣方法を確認しておく。

## **9 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項**

### **(1) 被害防止対策**

#### **①農林業被害対策**

農林業の被害軽減及び地域の被害対策を推進するため、大分県鳥獣被害対策本部を設置し、現地対策本部と連携して、集落ぐるみによる集落環境対策や防護柵設置による予防対策、捕獲圧の強化など総合的な対策を講じるものとする。

#### **②自然生態系の被害対策**

生息分布域が確実に広がっており、稀少植物の衰退など自然生態系への影響が懸念されていることから、環境省や九州森林管理局などの関係部局と連携して捕獲対策の強化や植生保護を目的とした予防対策等の必要な被害対策を推進する。

### **(2) 獣肉利活用対策**

捕獲したニホンジカの肉を地域資源として活用するため、これまでの処理加工施設における衛生管理や処理能力向上の取組を活かせるよう、飲食店等での取扱量の増加に向けた支援を行い、県産ジビエの普及を推進する。

### **(3) モニタリング**

#### **①モニタリング等の調査について**

ニホンジカの目標個体数への誘導状況及び農林業等被害の推移を把握するため、モニタリング調査を実施する。

#### **②調査項目**

調査項目は表7のとおりとし、関係機関の協力を得て実施する。

表7 モニタリング調査項目

項目	毎年度	随時※	細目	内容
捕獲状況	○		狩猟	出猟年月日、捕獲年月日、捕獲数、目撃数、猟具、目撃率 捕獲率(5kmメッシュ単位)
	○		許可捕獲	
捕獲個体の分析		○	捕獲個体の分析	年齢構成、妊娠率、性比率
地域個体群の動向		○	分布域調査 被害・目撃の増減	市町村、猟友会、農協、森林組合等への生息・被害状況アンケート調査(1kmメッシュ単位)
		○	生息密度調査(糞粒法)	県内全域一斉調査 生息頭数の推計の基礎データ
	○			各分布域の固定枠調査 毎年度の生息動向の把握
農林業被害状況	○		市町村毎の面積、被害額、被害位置等	
被害防除対策の実施状況	○		市町村毎の被害防止対策の実施状況	

※随時・・・計画策定、変更等の際に必要なに応じて実施

#### (4) 錯誤捕獲への対応

##### ①カモシカ等の錯誤捕獲の予防

捕獲従事者は毎日わなを見回ること、設置したわなの周辺でカモシカ等の生息が確認された場合、わなを移動する等、わなを設置する上での基本事項を徹底するよう周知し、錯誤捕獲の発生防止に努める。

##### ②放獣体制の整備

関係機関と連携してカモシカの錯誤捕獲が発生した際の連絡・放獣体制について整備し、生息域周辺の捕獲者・狩猟関係団体、獣医師(動物病院)、行政関係者に周知徹底する。

#### (5) 感染症及び安全対策の実施

##### ①防疫措置の実施内容及び実施体制

ニホンジカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱(CSF)ウイルスの拡散リスクが伴う場合は、ニホンジカの捕獲であっても野生イノシシへの接触、ウイルスに汚染された血液、泥の付着等に留意し、個体を適切かつ確実に処理する。さらに、衣服や猟具、車両等に着したウイルスを非意図的に持ち出し、感染を拡大させることがないように、捕獲

従事者及び狩猟者の防疫措置の実施について徹底する必要がある。

## ②人獣共通感染症への注意喚起

ニホンジカが関係する感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカとの接触で注意すべき感染症として、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒介感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症としてQ熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症としてE型肝炎等がある。必要に応じて感染リスクのある感染症の情報収集に努め、捕獲従事者や狩猟者等に対し、感染防止のために注意喚起を図る。

## ③安全対策に関する配慮

ニホンジカ等の捕獲は、上記で挙げた感染症のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。

捕獲を行う際には、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の責任の所在についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

## （5）実施体制

### ①大分県鳥獣被害対策本部

県庁内関係課室及び市町、関係機関、関係団体と連携を図りながら、適切な対策を検討するとともに、大分県鳥獣被害現地対策本部に対する指導及び支援を行う。  
(図8)

### ②大分県鳥獣被害現地対策本部

県振興局の農業部門と林業部門とが連携し、各市町や関係団体と一体となって、被害防止対策や捕獲対策の指導等を行う。

### ③市町鳥獣被害防止対策協議会

市町は、関係団体及び地域住民等で構成する対策協議会を設置し、被害防止計画に基づき、捕獲体制の整備や集落ぐるみの被害防止対策を推進する。

### ④評価機関・諮問機関

計画の作成・改訂にあたっては、評価機関である特定鳥獣保護管理検討委員会において、学識経験者等専門家の助言を受けながら、具体的な対策等を検討・評価



する。また、諮問機関である環境審議会（鳥獣部会）の意見を求める。

### ⑤研究機関

県林業研究部は、森林総合研究所九州支所などの研究機関と連携し、森林・生態系被害の状況の調査分析を行う。また、効果的な森林・生態系の被害防止対策、ニホンジカの効率的な捕獲方法等に必要の研究開発を行う。

### ⑥関係県等との連携

ニホンジカの個体群は、県境を越えて広範囲に分布していることから、福岡県・熊本県・宮崎県など隣接県等と分布状況、被害状況及び被害対策の実施状況等の情報を交換し、連携して対策を検討する。

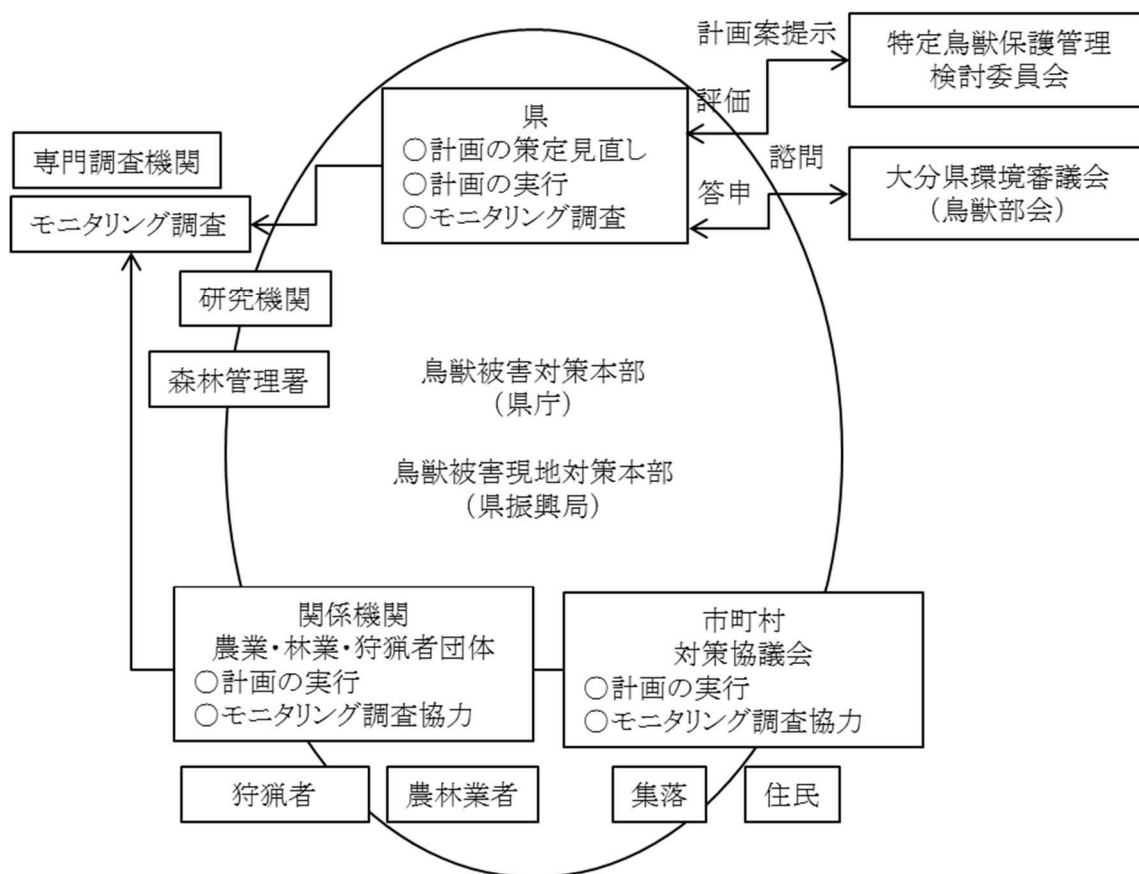


図8 第二種特定鳥獣管理実施体制